

## 令和 7 年嵐山町農業委員会 第 6 回総会議事録

### 1. 開催日時

令和 7 年 5 月 2 6 日（月）午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 1 時 0 0 分

### 2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

### 3. 出席委員（出席者 8 名）

第 1 番 内田 久子 第 2 番 瀬山 和令 第 3 番 杉田 哲 第 4 番 杉田 健一

第 5 番 安藤 紀子 第 6 番 番場 邦男 第 7 番 金井 敏隆 第 8 番 青木美恵子

### 4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

日程第 5 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

日程第 6 議案第 1 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 1 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 8 議案第 1 8 号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について

日程第 9 議案第 1 9 号 地域計画の変更について

日程第 1 0 議案第 2 0 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

5. 農業委員会事務局職員

事務局 長 中村 寧

事務局 次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 ( 総会招集あいさつ )

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、  
定足数に達しております。

議長 よって、令和7年嵐山町農業委員会第6回総会は成  
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第5 安藤 紀子 委員

議席番号 第6 番場 邦男 委員

議席番号 第7 金井 敏隆 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第6回総会に提出されました議案について、報告します。報告第2・3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について2件、議案第16・17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について2件、議案第18号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について1件、議案第19号 地域計画の変更について1件、議案第20号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について1件、合計7件です。

|     |                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | 次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。                                  |
| 議長  | 以上で、報告を終わります。                                                                 |
| 議長  | 続きまして、日程第4 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、説明いたします。                                   |
| 事務局 | 届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番△、△△△番△、地目：畑、総面積：2,184 m <sup>2</sup> です。               |
| 事務局 | 譲受人は、本庄市〇〇△丁目△番△号 株式会社〇〇 代表取締役 氏名A氏です。                                        |

|     |                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | 譲渡人は、比企郡滑川町〇〇△丁目△番地△氏名B氏です。                                                   |
| 事務局 | 転用目的は、資材置場で、権利関係は所有権移転です。                                                     |
| 事務局 | 令和7年5月1日、嵐山町農業委員会事務局長専決規程に基づき、受理しております。以上です。                                  |
| 議長  | ありがとうございました。この件につきましては、報告事項であるため、ご了承願います。                                     |
| 議長  | 続きまして、日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、説明いたします。                                   |

事務局 届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△△番  
△、地目：畑、面積：233㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地 〇  
〇〇〇〇〇〇△△△号室 氏名C氏です。

事務局 譲渡人は、ふじみ野市〇〇△丁目△△番△△一△△  
△号室 氏名D氏です。

事務局 転用目的は自己用住宅で、権利関係は所有権移転で  
す。

事務局 令和7年5月17日、嵐山町農業委員会事務局長専  
決規程に基づき、受理しております。以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきましては、  
報告事項であるため、ご了承願います。

議長                    日程第 6    議案第 1 6 号    農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局                議案第 1 6 号    農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局                申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：9 2 2 m<sup>2</sup>です。

事務局                譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地△氏名 E 氏です。

事務局                譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地氏名 F 氏です。

事務局                申請理由は、農地の借り受け、権利関係は、使用貸借権設定です。



|     |                                                                                                                                                                          |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>当申請については、当該農地に農地バンクの看板が立っているのを申請者が見つけ、事務局へ問い合わせがございました。規模の拡大をしたい相談を受け、要件や営農計画等の確認を含めた協議を重ね、問題なく農業に従事するであろうと判断できたため、今般、申請がございました。なお、栽培する農作物の消費方法については自家での消費でございます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。</p>                                                                                                                                     |
| 事務局 | <p>全部効率利用要件：所有している土地については全て耕作しており、今後も農業に従事すると思われるので、問題ないと思われます。</p>                                                                                                      |
| 事務局 | <p>農業常時従事要件：営農計画書のとおり、年間100日程度、農業に従事していると記載されておりますので、問題ないと思われます。</p>                                                                                                     |

事務局            地域との調和要件:今までも農地として活用されており、今後も同様に利用し、共同利用施設の取り決めも遵守するとのことですので、問題ないと思われます。

事務局            以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。以上です。

議長              ありがとうございました。  
                      ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長              どうぞ。  
                      (質疑なし)

議長              質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、  
                      現地調査をしておりますので、その報告を第4班  
                      金井委員、お願いします。

金井委員

議案第 16 号について、調査報告をいたします。

5 月 19 日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について採決します。

議長

本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手 全員

議長

よって、議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

|     |                                                                                          |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | <p>続きまして、日程第 7 議案第 1 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 1 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、説明いたします。</p>                                    |
| 事務局 | <p>申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇〇字〇〇△△△番△、△△△番△、地目：畑、総面積：4 4 0 m<sup>2</sup>です。</p>                    |
| 事務局 | <p>譲受人は、東京都〇〇区〇〇△丁目△番△△△号氏名 G 氏です。</p>                                                   |
| 事務局 | <p>譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇〇△△△番地氏名 H 氏です。</p>                                                    |
| 事務局 | <p>申請理由は、農地の取得、権利関係は、所有権移転です。</p>                                                        |

|     |                                                                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>当申請については、申請者は千手堂の土地と建物を購入し、近く移住することとなっており、転居を機に農業を始めてみたいとのこと。住居から近い農地を紹介していただき、場所や面積等の条件も良いため、今般、申請がされました。なお、栽培する農作物については自家での消費と友人が都内で運営する子ども食堂への提供でございます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。</p>                                                                                                                              |
| 事務局 | <p>全部効率利用要件：所有している農地はございませんが、営農計画書のとおり、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われます。</p>                                                                                             |
| 事務局 | <p>農業常時従事要件：営農計画書のとおり、年間90日程度、農業に従事していると記載されておりますので、問題ないと思われます。</p>                                                                                               |

事務局            地域との調和要件：申請地は今までも農地として活用されており、今後も同様に利用し、共同利用施設の取り決めも遵守するとのことですので、問題ないと思われます。

事務局            以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。以上です。

議長              ありがとうございました。  
                      ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長              どうぞ。  
                      (質疑なし)

議長              質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第3班青木委員、お願いします。

青木委員      議案第 17 号について、調査報告をいたします。

5 月 19 日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。

議長            ありがとうございました。

それでは、議案第 17 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について採決します。

議長            本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長            挙手 全員

議長            よって、議案第 17 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

議長 続きまして、日程第 8 議案第 1 8 号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更についての件を議題とします。この件について、嵐山町長より意見を求められています。本案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長 議案第 1 8 号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、説明させていただきます。

農政課長 農用地区域からの除外案件 事案番号 1 について説明いたします。

農政課長 ・ 事案番号 1

所在地：比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△番△、地目：畑、面積：4 2 0 m<sup>2</sup>です。除外事由：自己用住宅、事業計画者：氏名 I 氏です。

農政課長 申請者は現在、東松山市内のアパートにて生活をしており、家財道具も増え、手狭になっていることから将来



農政課長      のことも考え、戸建て住宅の建築を計画しておりました。候補地は、日常生活の助け合いもでき、将来、親の面倒を看たりするためにも行き来がしやすい嵐山町内の実家の近くで探しており、今般、母から土地の借り受けをできることとなったため、いくつかの候補地から、当該農地を選定し、除外の申出に至ったとのことでした。

農政課長      以上です。

議長            ありがとうございました。ただいまの農政課長の説明について、質疑を行います。

議長            どうぞ  
(質疑なし)

議長            質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その調査報告を第4班金井委員からお願いします。

金井委員      議案第 18 号について、調査報告をいたします。

5 月 19 日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。

議長            ありがとうございました。

これより、議案第 18 号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、採決します。

議長            本案を原案のとおり変更することについて賛成する委員の挙手を求めます。

議長            挙手 全員

議長            よって、議案第 18 号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、「やむを得ない。」という意見を付して、嵐山町長へ回答することに決定しました。

議長                    続きまして、日程第 9    議案第 1 9 号    地域計画の変更についての件を議題とします。この件について、嵐山町長より意見を求められております。本案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長            議案第 1 9 号    地域計画の変更について、説明させていただきます。

農政課長            所在地：比企郡嵐山町大字〇〇〇字〇△△番△、地目：畑、面積：5 3 5 m<sup>2</sup>です。土地所有者：氏名 J 氏、事業計画者：氏名 K 氏、変更事由：自己用住宅の建築でございます。

農政課長            土地所有者である氏名 J 氏が農業を担う者に位置付けられており、自作地として管理されていた当該申請地での転用となるため、事前に地域計画の変更が必要となります。なお、変更する区域については、中部地区となります。

農政課長

以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの農政課長の説明について、質疑を行います。

議長

どうぞ

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。これより、議案第19号 地域計画の変更について採決します。

議長

本案を原案のとおり変更することについて賛成する委員の挙手を求めます。

議長

挙手 全員

議長

よって、議案第19号 地域計画の変更については、原案のとおり承認し、嵐山町長に回答することに決定しました。

議長 続きまして、日程第 10 議案第 20 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案第 20 号について、説明をする)

議長 ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。

(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。これより、議案第 20 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての件を採決します。

議長                    本案を原案のとおり決定することに、賛成の委員の  
挙手を求めます。

議長                    挙手    全員

議長                    よって、議案第 20 号    令和 6 年度農業委員会の農  
地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況  
の公表については原案のとおり決定いたしました。

議長                    これにて、本総会に付議されました案件の審議は全  
て終了しました。

議長                    以上をもちまして、令和 7 年嵐山町農業委員会第 6  
回総会を閉会します。

議長                    お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議 長

杉田 哲

---

委 員

安藤 紀子

---

委 員

番場 邦男

---

委 員

金井 敏隆

---